

平成27年度 事業報告

〔 自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日 〕

I. 平成27年度の実業概況

交通事故紛争処理センター（以下「当センター」という）は、昭和49年（1974年）2月に、前身である交通事故裁定委員会が業務を開始して以来、先駆的なADR機関として、自動車事故をめぐる損害賠償の和解あっ旋及び審査業務を実施してきた。

近年、全国の自動車事故は、発生件数、死亡者数、負傷者数ともに減少傾向にあるが、自動車事故をめぐる状況は依然として厳しく、損害賠償の紛争も複雑化しており、事故に遭った当事者の紛争解決を図るADR機関としての当センターの役割に対する期待は一層高まっている。

このような状況の中で、当センターに課せられた社会的責任を改めて認識し、法人及び事業運営全般の信頼を一層高めていくとともに、より多くの当事者に当センターを利用する機会を提供し、窓口の充実と利便性の向上を図っていくとの認識の下で、事業計画において次の基本方針を定め、具体的な事業活動を行うこととした。

1. 自動車事故をめぐる損害賠償に係る紛争の中立公正かつ迅速な解決を図るとともに、信頼をより一層高める。
2. 相談担当弁護士・審査員の専門的能力の更なる向上及び当センターとしての事案処理の標準化・効率化を図る。
3. 法律相談、和解あっ旋及び審査裁定業務の円滑な推進と関係団体等との協力・連携を図る。
4. 調査研究活動に積極的に取り組み、その成果を法律相談・和解あっ旋及び審査裁定業務等に活用する。
5. 当センターの利用促進を図り、事業をより強力に推進する。

これらの事業計画に基づき、平成27年度は次のとおり事業を実施した。

(1) 事業活動（公益目的事業）

① 法律相談、和解あっ旋及び審査業務

- 法律相談及び和解あっ旋業務については、平成27年度の相談件数は当センター全体で21,571件であり、相談件数のうち当事者から新規に申込みを受けた新受件数は8,020件であった。前年度と比較すると相談件数は714件の減少、新受件数は214件の減少となった。

一方、審査業務については、平成27年度の審査件数は当センター全体で728件であり、前年度と比較して17件増加した。

- 和解斡旋及び審査事案の処理結果を見ると、最終的に和解が成立した件数は7,114件であり、前年度と比較して145件減少したが、これは相談件数の減少に伴うものと考えられる。
- 広報活動としては、公益法人として更に多くの利用者に当センターを利用する機会を提供することを目的とし、利用者本人が安心して利用できるような情報発信に努めた。具体的には、身近な地方自治体や関係機関の相談所に利用案内（リーフレット）を改めて重点的に配布するとともに、前年度に引き続き、手に取りやすくわかりやすい広報媒体として作成したPRカードを増刷、配布し、広報活動の強化に取り組んだ。

② 関連する活動（諸会議・関係団体との連携・調査研究活動等）

- 法律相談、和解斡旋及び審査を円滑に実施し、業務を行う相談担当弁護士及び審査員の専門的能力の更なる向上並びに事案処理の効率化を図るため、本部・支部・相談室の定例会議を開催するとともに、当センター全体で情報を共有し、組織運営及び業務法律上の問題を協議するための全国会議を定期的で開催した。
同時に地方裁判所、関係団体等との事例研究会、業務懇談会等を実施・共催して、関係団体との連携を図った。
- 調査研究活動としては、相談担当弁護士及び審査員等が業務に活用する当センター独自の「新判例検索紹介・裁定例検索システム」に新規データを追加し、更に当センターの審査会で審査・裁定した審査事案の主要なものを収録した「交通事故裁定例集」第33号を発行し、広く一般に対して公開している。

(2) 管理部門（法人関係）

当センターでは、業務の改善と同時に、継続的に事業運営の合理化・効率化及び運営経費の節減と確保に取り組んでいる。

平成27年度においては、利用者の声を反映させるべく、事業計画に沿って当センターの利用窓口の拡充を目的に静岡相談室を開設し、平成27年10月1日より業務を開始した。また、運営経費の削減効果等を踏まえて、一部事務所の改良や増室等の改修を行い、利用者の利便性の向上を図った。

また、組織強化の一環として、法人諸規程の見直しや危機管理対策について、継続的な取り組みを行っている。

なお、平成27年度の事業活動及び管理部門の詳細な活動内容は、以下のⅡ及びⅢのとおりである。

II. 事業活動

－ 交通事故に関する無償の法律相談、和解斡旋及び審査事業（公益目的事業）－

1. 法律相談、和解斡旋及び審査業務

取扱事案の迅速な解決に向けて、平成27年度においても引き続き事業計画に沿って、限られた人的・物的資源の効率化を図り、斡旋可能な利用者に迅速なサービスを提供しており、一定の効果が出ている。

(1) 法律相談及び和解斡旋の実施状況（相談件数等）

平成27年度においては、相談件数は当センター全体で21,571件で、前年度と比較すると714件減少している。相談件数のうち、申立人から新規に申込みを受けた新受件数は8,020件であり、前年度と比較すると214件の減少となった。

また、最終的に和解が成立した件数は7,114件（前年度比145件減少）である。

平成27年度中の本部・支部・相談室別の相談件数（新受件数と再来件数を合計したのべ件数）、新受件数及び和解成立件数は次表のとおりである。

〔相談件数等の状況〕

（単位：件）

区分	本部	名古屋	札幌	福岡	広島	大阪	高松	仙台	さいたま	金沢	静岡	合計
相談件数(件)	5,902	2,112	920	1,767	929	4,044	883	1,621	2,596	522	275	21,571
前年度件数	6,297	2,356	1,175	1,829	982	4,150	872	1,544	2,614	466	—	22,285
新受件数(件)	2,239	774	353	683	308	1,283	331	635	1,063	224	127	8,020
前年度件数	2,335	849	424	757	350	1,336	311	603	1,087	182	—	8,234
和解成立(件) (審査を含む)	2,064	679	326	667	279	1,131	293	501	930	161	83	7,114
前年度成立	2,045	729	378	686	306	1,149	303	541	968	154	—	7,259

(2) 審査の実施状況（審査件数等）

和解斡旋が不調に終わった場合には、当事者からの申立を受けて、更なる紛争解決のための審査が行われる。

平成27年度の審査件数は、当センター全体で728件（前年度比17件増加）となり、そのうち和解が成立した件数は597件（前年度比4件減少）であった。

平成27年度中の本部・支部別の審査件数等の状況（審査結果の内訳等）は、次表のとおりである。

〔審査件数等の状況〕

(単位：件)

区 分	本部	名古屋	札幌	福岡	広島	大阪	高松	仙台	合計	
審査件数	293 (74)	69 (5)(1)	39	53	29	168	9	68	728	
前年度審査件数	300 (68)	52 (4)(-)	51	57	29	150	14	58	711	
審査申立	本年度申立	263 (73)	67 (4)(1)	29	42	28	150	9	65	653
	前年度申立	30 (1)	2 (1)(-)	10	11	1	18	0	3	75
審査結果内訳	裁定同意又は 裁定前和解	255 (67)	60 (5)(0)	27	45	26	132	8	44	597
	裁定不同意	5 (3)	6 (0)(0)	1	0	0	6	1	6	25
	係属中	25 (2)	1 (0)(0)	10	6	3	24	0	18	87
	取下げ・不受理等	8 (2)	2 (0)(1)	1	2	0	6	0	0	19
前年度和解成立件数 (裁定同意・裁定前 和解含む)	257 (64)	47 (3)(-)	35	44	27	126	13	52	601	

注1：() 書きは、本部はさいたま相談室分、名古屋支部は金沢相談室(左)と静岡相談室(右)の合計を内数で示す。

さいたま相談室は本部、金沢相談室と静岡相談室は名古屋支部で審査業務を実施している。

注2：審査件数は実件数を示す。

(3) 利用者へのアンケート調査の実施

当センターでは、毎年度、和解斡旋及び審査の手続きにおいて和解が成立した全ての個人の利用者に対して、受付の対応・相談担当弁護士等の対応・和解斡旋の内容等のアンケート調査を実施し、平成27年度もその結果を集計分析して、利用者のニーズの把握に努めるとともに、各事務局、相談担当弁護士及び審査員に結果を周知し、業務運営の改善を図った。

(4) 法律相談、和解斡旋及び審査業務のIT化の推進

当センターでは、業務全体について、各事案処理の迅速化・省力化及び記録保存を徹底し、全国で統一したサービスを提供することを目的に「相談業務管理システム」を導入しており、平成27年度も引き続き活用を推進して、相談事案等を集計・分析し、業務改善を図った。

システム環境については、ハードウェア、ソフトウェアの両面共に改新が著しく、セキュリティについても年々高度な対策が求められているため、毎年度においてシステムの見直しを行い、最新のセキュリティ対策を施すとともに、相談担当弁護士及び審査員の事案処理の実態に即した使いやすい内容となるよう改修を重ねている。

平成27年度においては、事案処理を行う事務局、相談担当弁護士及び審査員に一層の定着化を図ると同時に、サーバの更新及びそれに伴うシステム更新等を計画どおり実施した。

(5) 業務関係規定

「利用規定」等の関係規定の改正等を踏まえ、業務運営の一層の適正化を図った。
なお、静岡相談室開設（平成27年10月）にあわせ、「利用規定」等の一部改正を行った。

(6) 相談担当弁護士及び審査員

公益目的事業である法律相談、和解斡旋及び審査業務を行う相談担当弁護士及び審査員は、平成28年3月31日時点で相談担当弁護士195名、審査員46名を委嘱している。

本部・支部・相談室別の人数は以下のとおりである。

[相談担当弁護士及び審査員数]

(平成28年3月31日現在)

本部・支部・相談室	本部	名古屋	札幌	福岡	広島	大阪	高松	仙台	さいたま	金沢	静岡	計
相談担当弁護士	43	18	30	16	12	24	4	13	22	5	8	195
審査員	12	6	4	5	4	7	4	4	—	—	—	46

2. 諸会議、事例研究会及び研修会等の実施

相談担当弁護士及び審査員の専門的能力の向上並びに当センター内での事案処理の標準化・効率化を図るための措置として、定期的な合同会議等の諸会議及び新任者研修等を開催するとともに、関係団体との事例研究会の開催を行うこととし、それらを事業計画に沿って実施した。

また、法律相談、和解斡旋及び審査業務の円滑な推進と関係団体等との協力・連携を図るための措置として、関係団体、特に和解斡旋を行う際の被害者の相手方である保険会社等の損害調査実務担当者との業務懇談会の開催、医療セミナーへの参加、及び公的相談機関の相談員に対する研修会への講師派遣を実施することとし、それらについても事業計画に沿って、以下のとおり実施した。

(1) 諸会議及び研修の実施

相談担当弁護士及び審査員の専門的能力の向上並びに当センター内での事案処理の標準化・効率化を目的として、事業計画に沿って、当センター内での合同会議・研修等を開催した。

具体的な開催内容は以下のとおりである。

① 合同会議（本部・支部）及び定例会議（相談室）

原則として月1回、相談担当弁護士及び審査員が集まり、本部・支部・相談室の業務の運営について打ち合わせるとともに、個別事案について協議する合同会議・定例会議を開催した。

平成27年度の本部・支部・相談室別の開催回数は次表のとおりである。

[合同会議・定例会議]

本部・支部・相談室	本部	名古屋	札幌	福岡	広島	大阪	高松	仙台	さいたま	金沢	静岡
開催回数	11	11	11	12	11	11	11	11	11	6	6

②全国審査員・嘱託弁護士合同会議

年に2回、全国の審査員及び相談担当弁護士が参集し、当センターの組織運営上の問題及び業務に関する法律問題等に関する協議議題について、検討や事例研究等を行う会議を開催し、当該協議議題に関する要約版を作成して当センター相談担当弁護士及び審査員に配付し、業務の参考に供した。

平成27年度は以下のとおりである。

回数	開催日	開催場所	出席者数	内容
第74回	平成27年 9月18日	ホテルオークラ札幌	79名	・組織運営上の問題 3問 ・業務に関する法律問題 2問
第75回	平成28年 3月 4日	ハイアット リージェンシー東京	68名	・組織運営上の問題 2問 ・業務に関する法律問題 3問

③審査員会議

本部及び支部において、審査会の運営及び組織運営について検討・協議を行う審査員会議を開催した。

④新任相談担当弁護士等に対する研修の実施

新任相談担当弁護士に対し、当センターの業務、事案処理及び相談関係システム操作等に関する研修を随時実施した。また、一定期間経過後の相談担当弁護士について、中間研修を適宜実施した。

なお、平成27年10月1日に開設した静岡相談室の嘱託弁護士等に対する研修（実務・システム）については、名古屋支部及び本部において、適切に実施した。

(2) 事例研究会及び業務懇談会等の実施

相談担当弁護士及び審査員の専門的能力の向上・知識の習得に加え、和解斡旋及び審査業務の円滑な推進と関係団体等との協力・連携を図ることを目的として、地方裁判所の交通部裁判官及び日弁連交通事故相談センターとの事例研究会、日本損害保険協会（損害保険会社）・J A共済連の損調実務担当者との業務懇談会等を以下のとおり開催した。また、関係各団体との事務局部門間の業務懇談会を開催した。

①交通部裁判官との事例研究会・懇談会

開催日	開催地	開催場所	出席者
平成27年10月27日	広島支部	KKR広島	・広島地方裁判所裁判官 ・当センター支部審査員・相談担当弁護士
平成27年12月 2日	福岡支部	福岡地方裁判所 会議室	・福岡地方裁判所民事部裁判官 ・当センター支部審査員・相談担当弁護士
平成27年12月 4日	大阪支部	大阪弁護士会館	・大阪地方裁判所第15民事部裁判官 ・当センター支部審査員・相談担当弁護士
平成28年 2月18日	東京本部	新宿モノリスビル 11階会議室	・東京地方裁判所民事第27部裁判官 ・当センター本部審査員・相談担当弁護士及び さいたま相談室相談担当弁護士

②日弁連交通事故相談センターとの事例研究会（本部のみ）

開催日	開催場所	出席者
平成27年 5月19日	新宿モノリスビル11階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・日弁連交通事故相談センター担当弁護士 ・当センター本部審査員・相談担当弁護士及びさいたま相談室相談担当弁護士
平成27年 9月 7日	TKP東京駅日本橋 カンファレンスセンター会議室	
平成28年 1月19日	新宿モノリスビル11階会議室	

③日本損害保険協会との懇談会

開催日	開催地	出席者
平成27年 7月 9日	福岡支部	<ul style="list-style-type: none"> ・損保会社の損害調査実務担当者 ・当センター審査員・相談担当弁護士
平成27年11月25日	東京本部	
平成27年11月26日	名古屋支部	
〃	広島支部	
〃	高松支部	
〃	仙台支部	
平成28年 2月 2日	札幌支部	
平成28年 2月15日	大阪支部	
平成28年 2月16日	金沢相談室	
平成28年 2月23日	さいたま相談室	

④JA共済連との懇談会

開催日	開催地	開催場所	出席者
平成27年11月12日	福岡支部	福岡天神フコク生命ビル	<ul style="list-style-type: none"> ・JA共済連の損調実務担当者 ・当センター支部審査員・相談担当弁護士
平成28年 1月21日	名古屋支部	JAあいちビル	
平成28年 1月27日	大阪支部	JA共済連大阪府本部	
平成28年 2月16日	広島支部	JA共済連広島県本部	
平成28年 2月19日	仙台支部	JA共済連宮城県本部	

⑤医療セミナー

関係団体が主催する当センターを対象とした医療セミナーに、以下の支部の相談担当弁護士及び審査員が参加し、交通事故に関連する医療に関する知識・情報の取得等向上に努めた。

開催日	開催地	講師・テーマ
平成27年 7月 8日	仙台支部	講師：臨床経験豊富な現役の専門医師 テーマ：「頭部外傷」
平成27年 9月 1日	東京本部	
平成27年10月29日	名古屋支部	
平成27年12月 3日	広島支部	

上記の他、本部・さいたま相談室では、関係団体が開催する医療セミナーへの案内を受けて参加した。

(3) 講師の派遣（本部）

関係機関との連携の一環として、平成27年度には以下の公的交通事故相談機関の相談員に対する研修会等に講師を派遣した。

研 修 会 名	平成27年度交通事故相談員中央研修会
主 催 者	内閣府政策統括官主催
開 催 期 間	平成27年6月1日～6月4日
派 遣 講 師	当センター本部相談担当弁護士4名

(4) 事業に関するその他会議の開催

①企画委員会

定例的な審議事項としては、年2回（9月と3月）実施している全国審査員・嘱託弁護士合同会議の協議議題の選定及び会議の運営全般に関する事項を検討・決定するとともに、同合同会議において論議された内容について周知徹底を図るため、会議終了後に協議議題の要約版の編集確認作業を行っており、当年度も継続して実施している。

平成27年度は4回開催した。

②訴訟移行審査委員会

当センターの和解斡旋にかかわる係属中の事案について、相手方の保険会社等から訴訟移行要請の申請に基づき、その要請の可否を、訴訟移行運営要領に基づき訴訟移行審査委員会で審議決定した。平成27年度の訴訟移行申請事案は108件（内7件取下げ等）で、承認された事案は58件である。

平成27年度は月に2回のペースで開催しており、年度中に24回開催した。

③苦情処理委員会

当センターでは、業務に関する苦情、要望等について適切かつ迅速な対応を行うことを目的として、苦情処理委員会を本部・支部・相談室ごとに設置している。また、当センターの組織運営等に関わる重要な苦情等があった場合や、更に対応が必要な場合のために、外部学識経験者を加えて審議決定を行う中央委員会を設置しており、業務改善方策及び苦情対象者に対する処置を検討する苦情処理体制としている。

平成27年度には、苦情処理委員会設置規定に基づく苦情申立てはなかったが、日常業務における苦情・要望等について、個別事案ごとに適切に対応した。

3. 調査研究活動

事業計画では、交通事故による損害賠償の調査研究及び自動車保険に関する調査研究等に積極的に取り組み、その成果を公益目的事業である法律相談、和解斡旋及び審査業務において活用していくことと定め、以下の活動を実施している。

(1) 新判例紹介・裁定例検索システムによる判例等のデータベース化

本システムは当センター独自のインターネット方式による検索システムであり、次の2つをデータベース化し、相談担当弁護士及び審査員が、当センターにおいて実施事業である交通事故（自動車事故）の和解斡旋及び審査を行う際にアクセスして情報を利用し、業務に活用しているものである。

①新判例検索システム

主要地方裁判所の交通事故に係る損害賠償関係の新判例を収集・要約し、これを当センター独自でデータベース化している。

平成27年度は、534件の入力を行った。これにより、平成27年度までにデータベース化した件数は累計14,988件に上る。

②裁定例検索システム

当センターの審査会において審査・裁定した事案について、当センターで作成した裁定書に要旨を付してデータベース化している。

平成27年度は、平成26年度裁定分171件の入力を行った。これにより、平成27年度までにデータベース化した件数は累計3,833件に上る。

(2) 交通事故裁定例集の発行

当センターの審査会において審査・裁定した事案にかかる本部及び支部の裁定書のうち、主要な事案を収録し体系的に整理して「交通事故裁定例集」として発行し、当センターの相談担当弁護士及び審査員が活用するほか、地方自治体及び関係機関・団体の交通事故相談業務の参考に資するため配付し、広く一般に対しても公開している。

平成27年度は、平成26年度の裁定のうち、80事例を収録した第33号を発行した。

(3) 専門委員会の開催

企画委員会の下部委員会として、特定事項について調査研究等を実施する専門委員会を設置しているが、上記(1)の新判例紹介検索システムのデータベース化及び上記(2)の交通事故裁定例集の編纂のために常設している各専門委員会では、平成27年度は次のとおり活動を行った。

①判例調査専門委員会

新判例紹介検索システムによりデータベース化する新判例の抽出・要旨作成等の編集を行う委員会であり、学識経験者及び当センター審査員の6名が就任している。平成27年度は49回開催した。

②裁定例集専門委員会

交通事故裁定例集の編集を行う委員会であり、学識経験者及び当センター審査員の3名が就任している。平成27年度は9回開催した。

(4) 自動車保険制度に関する調査等

関係団体の協力を得て、自動車保険・共済の商品内容（人身傷害補償保険等）の情報を収集し、必要に応じて相談担当弁護士及び審査員に伝えるとともに、対応方法等について検討を行った。

4. 利用促進策の推進（広報活動）

(1) 各種広報媒体

事業計画では、広報媒体の充実を図り、被害者本人が賠償問題の知識がなく、交渉に不慣れであっても、安心して利用してもらえるよう、次に挙げる広報媒体による情報発信を推進している。なお、平成27年10月の静岡相談室の開設にあわせ、各広報媒体とも一部改訂を行うとともに、新たな広報媒体を採用した。

①「ご利用のご案内」（リーフレット）

広く全国の事故当事者に当センターの概要及び利用方法等を案内するリーフレットであり、平成27年度は静岡相談室開設に伴い、一部改訂を行った。また、従前より関係機関の窓口を設置・配布を依頼しているが、より多くの方々に周知してもらうため、継続的に窓口の拡大を図った。

②PRカード

手に取りやすい名刺サイズの大きさの中に、当センターの事業の趣旨と連絡先電話番号を記載し、QRコードからホームページの携帯サイトにアクセスできるようにしたものであるが、引き続きその特性を生かして、リーフレットとともに公的相談機関等の窓口への設置・配布を依頼するとともに、当センターの受付窓口にも設置し活用を図っている。

③ポスター

前年度より新たに作成したポスターについても、リーフレットやPRカードと共に、公的相談機関等の窓口への掲出を依頼した。

④ホームページ（含：携帯サイト）

当センターの概要及び利用方法等に加え、当センターの電子公告及び法人に関する諸情報を公開しているほか、法律相談、和解斡旋及び審査の利用方法について、図解を用いるなどして詳細に記載しているが、平成27年度は静岡相談室の開設に伴う対応を行った。

⑤「事業の概要」（冊子）

当センターの事業内容及び事業実施状況報告のダイジェスト等を掲載し、関係機関等に配布している。平成27年度は「事業の概要2015」を10月に発行した。

⑥その他

静岡相談室開設の広報の一環として、地元紙に広告を掲載するなど、開設のPRを適宜に行ってきた。

(2) その他

関係機関との間で、利用案内リーフレットの配布やホームページの相互リンク等について連携を図るとともに、関係機関が発行している冊子・しおり等にも、当センターの情報が掲載されるようにしている。また、取材申込・新聞等への掲載依頼に対しては個別に対応している。

5. ADR関連への対応

ADR法の施行に伴う認証取得の問題については、当センターの事業の特色及び社会的役割を最大限生かすことを考慮して検討していく方針であり、他団体等の認証取得状況を随時把握している。

金融商品取引法の改正に伴う金融ADR制度導入に伴う諸問題については、平成27年度も引き続き当センターの事業と関係する金融ADRと業務懇談を実施するなど、諸課題について情報交換して連携を図った。

Ⅲ. 管理部門

1. 役員等に関する事項

(1) 評議員

①評議員の変更

平成27年7月23日付で評議員の塩田透氏が死去により退任した。

②評議員の就任状況 (24名)

平成28年3月31日現在

氏名	現職等
小谷宏三	平成国際大学名誉教授
野村豊弘	日本エネルギー法研究所 理事長
角紀代恵	立教大学法学部教授
内田文夫	一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 前理事長
奥村萬壽雄	公益財団法人 日本道路交通情報センター 理事長
久米正一	一般社団法人 日本自動車連盟 専務理事
田山泰之	損害保険料率算出機構 前副理事長
深田一政	一般社団法人 日本損害保険協会 常務理事
身吉英孝	全国共済農業協同組合連合会 前自動車部長
稲村浩史	全国労働者共済生活協同組合連合会 常務執行役員
田中晴雄	日本司法支援センター 理事
小沼清敬	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 前副理事長
長谷川武弘	弁護士
元木徹	弁護士
伊藤皓	弁護士
小林俊明	弁護士
前川渡	弁護士
加藤厚	弁護士
藤田美津夫	弁護士
五十川直行	九州大学大学院法学研究院教授
中尾正士	弁護士
平井満	弁護士
川崎達夫	弁護士
村松敦子	弁護士

(2) 役員

①監事の選任

平成27年6月5日開催の第4回評議員会において、監事全員の任期満了に伴う選任が行われ、同日付にて吉川正幸氏及び小山田純一氏の2名が再任された。

②役員の就任状況（理事16名、監事2名）

平成28年3月31日現在

役職	氏名	現職等
理事長	新 美 育 文	明治大学法学部教授・弁護士
理 事	田 中 康 久	弁護士・元仙台高等裁判所長官
理 事	浦 川 道太郎	早稲田大学法学学術院教授・弁護士
理 事	早 川 眞一郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
理 事	原 田 和 徳	弁護士・元仙台高等裁判所長官
理 事	吉 岡 桂 輔	弁護士
理 事	津 川 哲 郎	弁護士
理 事	山 田 庸 男	弁護士
理 事	野 田 武 明	名古屋支部長・元名古屋地方裁判所長
理 事	伊 藤 誠 一	札幌支部長・弁護士
理 事	山 口 幸 雄	福岡支部長・弁護士・元福岡地方裁判所長
理 事	小 西 秀 宣	広島支部長・弁護士・元広島地方裁判所長
理 事	松 山 恒 昭	大阪支部長・弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事
理 事	宮 寄 浩 二	高松支部長・弁護士
理 事	荒 井 純 哉	仙台支部長・弁護士・元仙台高等裁判所判事
常務理事	江 口 徹 治	本部事務局長・常勤
監 事	吉 川 正 幸	公認会計士
監 事	小山田 純 一	弁護士

(3) 顧問

定款第30条に定める顧問として、当センター前理事長の森嶋 昭夫氏が就任している。

2. 評議員会及び理事会

(1) 評議員会

○第4回評議員会 平成27年6月5日開催 [当センター本部会議室]

決議事項 第1号議案 議長の選出の件

第2号議案 議事録署名人の選出の件

- 第3号議案 平成26年度事業報告の承認の件
- 第4号議案 平成26年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び
附属明細書並びに財産目録の承認の件
- 第5号議案 監事の選任の件
- 第6号議案 定款の一部変更の承認の件
- 報告事項等 第8回から第11回理事会の決議事項について
平成27年度事業計画及び収支予算について
平成26年度取扱事案分類について

(2) 理事会

- ①第11回理事会 平成27年5月15日開催 [当センター本部会議室]
 - 決議事項 第1号議案 平成26年度事業報告の承認の件
 - 第2号議案 平成26年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び
附属明細書並びに財産目録の承認の件
 - 第3号議案 相談室設置の件
 - 第4号議案 定時評議員会招集の件
 - 報告事項等 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告・業務状況の報告
- ②第12回理事会 平成27年9月18日開催 [ホテルオークラ札幌]
 - 決議事項 第1号議案 審査員選任の件
 - 第2号議案 相談室長の選任の件
 - 第3号議案 業務規定及び利用規定等の改訂の件
 - 報告事項等 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告・業務状況の報告
- ③第13回理事会 平成28年3月3日開催 [当センター本部会議室]
 - 第1号議案 審査員、支部長及び相談室長選任の件
 - 第2号議案 平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認の件
 - 第3号議案 顧問の選任の件
 - 報告事項等 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告・業務状況の報告

3. 利用窓口の拡充

(1) 静岡相談室の開設

公益法人として、公益目的事業の積極的な推進及び拡充が求められていることを踏まえ、当センターの利用機会の提供を拡大することを目的として、事業計画に沿って静岡相談室を開設した。平成27年7月1日付にて従たる事務所として設置し、登記を行い、事務所の整備、相談担当者及び職員の研修等の諸準備を経て、平成27年10月1日より業務を開始した。

(2) 一部事務所の改修等

名古屋支部及び大阪支部において事務所の改良工事（待合室等）や相談室の増室工事等を行い、利用者の利便性の向上を図った。また、支部及び相談室事務所の狭隘化や老朽化等に対応し、事務所の移転等について検討を開始した。

4. 事務局に関する事項

(1) 事務局職員の状況

平成28年3月31日現在の事務局職員は次のとおりである。

[各事務局の職員数]

本部・支部・相談室	本部	名古屋	札幌	福岡	広島	大阪	高松	仙台	さいたま	金沢	静岡	計
職員数	16	5	3	4	3	6	3	3	4	2	3	52

注：上記の職員数には常勤の理事（常務理事）は含まない。

(2) 事務局長等会議の開催

本部、各支部及び相談室の事務局責任者等が参集し、事務局の連携と強化を深め、業務改善を図ることを目的として、事務局長等会議を開催した。

5. 内部管理体制の整備状況

(1) 諸規程の見直し

平成27年度については、静岡相談室の開設に伴い、以下の改正等を行った。

- ①定款の一部変更（平成27年6月5日施行）
- ②「組織規程」及び「支部長及び相談室長職務規程」の一部改正（平成27年7月1日施行）

(2) その他内部管理事項

①個人情報の保護・管理等

個人情報の保護・管理については、当センターの「個人情報保護への取組み方針」やマイナンバーの取扱いに関する基本方針等に基づき、当センターで策定した電子情報等の取扱要領及び情報漏洩防止対策マニュアル等について、継続的に周知徹底を図った。

②災害時危機対応策

大規模災害発生時等の対策として、事務所の防災用品等の点検・補充を行うとともに、基幹システムのデータバックアップ体制を継続している。また、各種感染症対策として内部で情報を周知し、感染防止対策を検討・実施した。

以 上